公募型見積合わせの執行について

令和7年7月17日

大阪市淀川区長 古川 吉隆

淀川区役所公募型見積合わせ実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づき、次のとおり公募型見積合わせを執行する。

1. 見積合わせに付する事項	
(1)公告日	令和7年7月17日
(2) 案件番号	7 - 7 -13
(3) 案件名称	令和7年度淀川区プレパパ・ママ等ファミリー子育て教室用哺乳瓶ほか6点(その2) 買入
(4)数量・特質・納入又は履行期限 納入又は履行場所	別紙仕様書のとおり
2. 参加申し込み等	
(1) 提出書類	物品供給等見積書(以下「見積書」とする)
(2) 提出書類の交付場所	見積書については、ホームページにて配布
(3)見積書提出期間	令和7年7月17日(木)~令和7年7月25日(金)午後3時まで (持参の場合は、区役所開庁時間内に限る)
(4)見積書提出方法	記入要領に従い作成した見積書を、下記提出場所に見積書提出期間の間に持参又は送付若しくは FAX により提出すること。 ※郵送・FAX の場合は見積書提出期間内に到着した場合のみ有効とする。 ※FAX の場合は総務課まで到達確認を行うこと。 到達が確認できない場合の不利益は参加者が負うものとする。 ※内訳明細書、仕様書の添付・割印は不要とする。
(5)見積書提出場所	淀川区役所総務課 大阪市淀川区十三東2-3-3 淀川区役所5階 FAX 06-6885-0534
3. 参加資格等	
(1)参加資格	①令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に物品種目で登録していること。 ②入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。 ③淀川区役所公募型見積合わせ実施要綱第4条各号に該当していること。 ④大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。 ⑤地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 参加資格審查資料提出期間	今回、参加資格審査資料の提出はありません。
(3) 参加資格審査資料提出場所	今回、参加資格審査資料の提出はありません。
4. 質問事項の受付・締切・回答	
(1)仕様書の内容に関する質問	公告日から3開庁日目(公告日含む)の午後5時までに質問書(任意書式)をFAX・電子メールいずれかの方法により提出すること。回答は質問受付期限の翌開庁日中にホームページに掲載する。 質問書提出先:「5.仕様書の内容に関する質問先」に記載の問い合わせ先回答掲載URL: http://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/category/3263-5-1-0-0-0-0-0-0-html
(2)公募型見積合わせの手続き等に 関する質問先	淀川区役所総務課 大阪市淀川区十三東2-3-3 淀川区役所5階 電話 06-6308-9927 (担当:鬼塚脇)

5. 仕様書の内容に関する質問先	
淀川区役所総務課	大阪市淀川区十三東 2 - 3 - 3
6. 契約条項を示す場所	
淀川区役所総務課	大阪市淀川区十三東2-3-3 淀川区役所5階

7. その他事項

- (1) 公募型見積合わせの参加申し込みに必要な書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (2) 大阪市契約規則第37条の第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。
- (3) 見積書提出後決定までに、参加者(参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。)が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。
- (4) 決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。